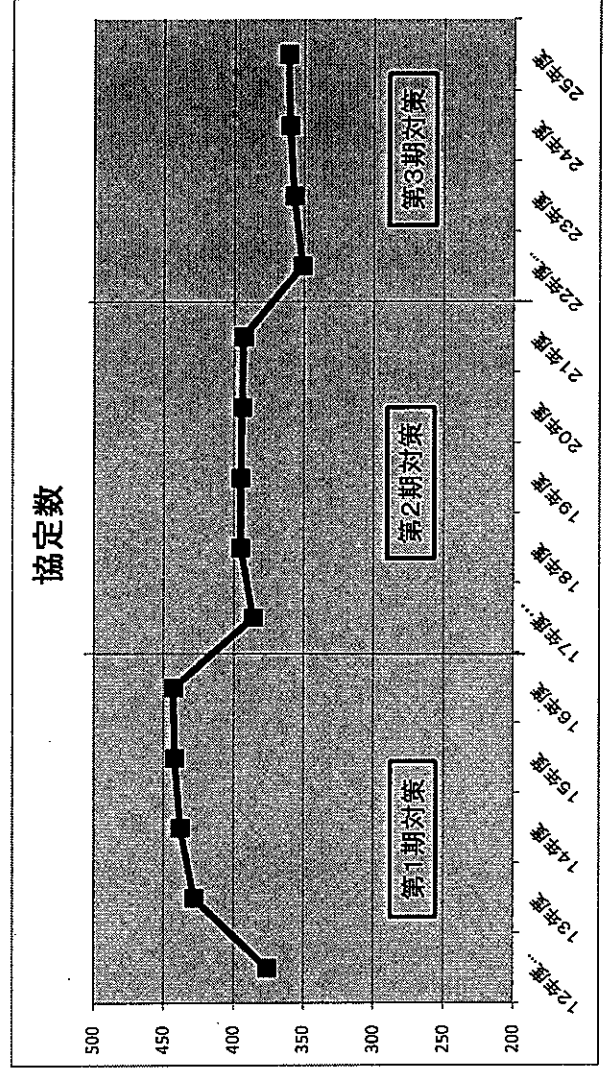


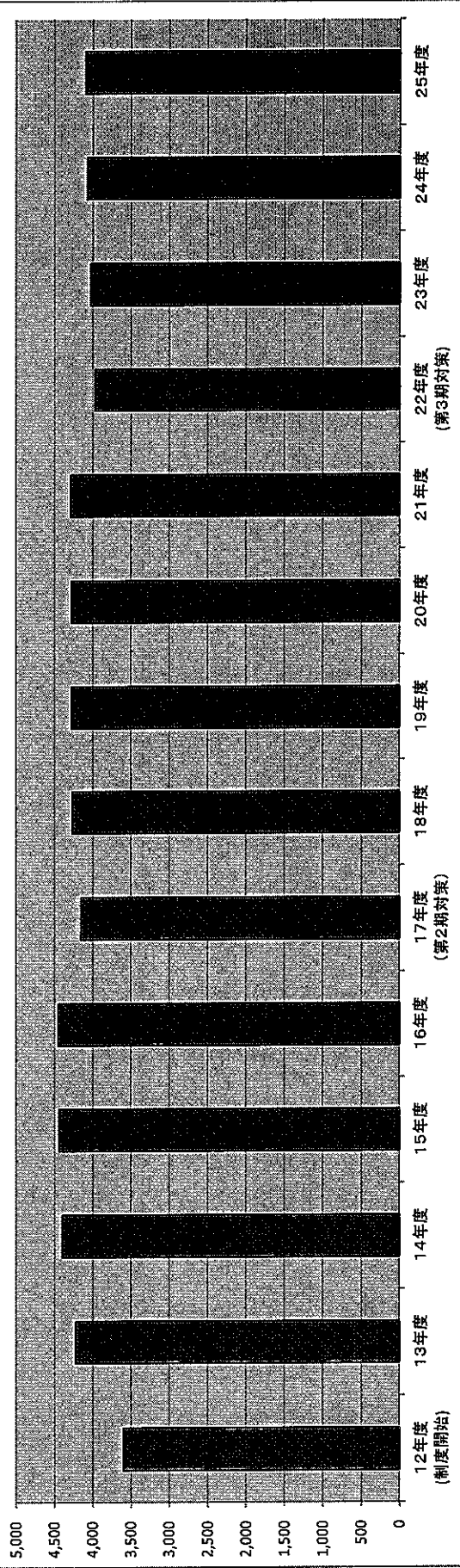
1. 中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

	12年度 (制度開始)	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (第2期対策)	18年度	19年度	20年度	21年度
協定数	376	428	438	442	443	386	395	395	394	393
集落協定	368	419	429	433	434	377	386	386	385	385
個別協定	8	9	9	9	9	9	9	9	9	8
参加者数	13,191	15,170	15,786	16,034	16,071	14,326	14,624	14,639	14,673	14,675
協定面積 (ha)	3,600	4,220	4,398	4,442	4,453	4,153	4,264	4,277	4,277	4,285
交付額 (円)	455,947,104	513,727,584	532,248,117	536,911,673	538,497,819	500,166,775	513,978,976	515,315,156	514,724,746	515,094,485
うち 国費	224,355,671	251,674,736	260,608,002	262,792,414	263,583,811	235,750,411	242,593,857	243,249,342	242,938,972	243,092,556
うち 県費	115,795,533	131,026,234	135,819,881	137,059,466	137,456,863	132,207,960	135,692,356	136,032,698	135,892,682	136,000,825
うち 市町村費	115,795,900	131,026,614	135,820,234	137,059,793	137,457,145	132,208,404	135,692,763	136,033,116	135,893,092	136,001,104

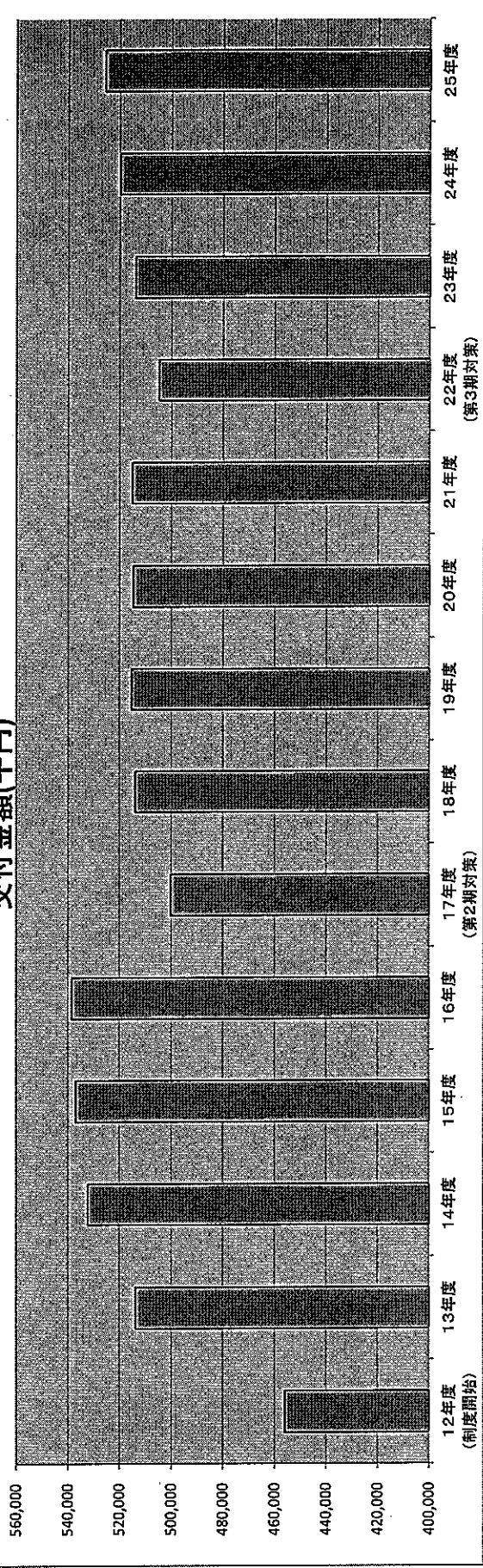
	22年度 (第3期対策)	23年度	24年度	25年度
協定数	351	357	360	361
集落協定	342	348	351	353
個別協定	9	9	9	8
参加者数	12,632	12,824	12,808	12,970
協定面積 (ha)	3,970	4,029	4,070	4,095
交付額 (円)	504,757,733	513,807,663	519,830,246	525,648,459
うち 国費	238,509,319	243,001,194	246,004,871	248,900,003
うち 県費	133,123,997	135,403,020	136,912,488	138,374,019
うち 市町村費	133,124,417	135,403,449	136,912,887	138,374,437



協定面積 (ha)



交付金額(千円)



山梨県 最終評価結果書(案)

※黄色のセルに入力してください(該当しないものは空欄で可)。

都道府県名	山梨県	都道府県コード	19
-------	-----	---------	----

1 実施状況の概要(平成25年度末時点)

(1) 交付市町村数	21	【うち集落協定	353	個別協定	8
(2) 協定数	361	【対象農用地面積	5,489 ha	交付面積率	74.5 %
(3) 交付面積	4,089 ha	【協定締結面積	4,095 ha	協定締結面積率	74.6 %
		【地目別交付面積内訳	田 : 3,190 ha	畑 :	899 ha
			草地 :	探草放牧地 :	ha
(4) 交付金額	525,648 千円	【うち共同取組活動分 :	250,182 千円	個人配分分 :	275,466 千円

2 第3期中間年評価結果のフォロー

項目	現状等
(1) 第3期中間年評価時要指導・助言協定の現状	<p>中間年評価時において48協定が要指導・助言が必要とされたが、目標達成に向け市町村と協定が活動した結果、ほとんどの協定で目標達成が見込まれる状況である。引き続き助言が必要な協定についても、最終年度内において達成されるよう指導を行う。</p> <p>① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数 48</p> <p>② 上記のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数 47 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 1

3 交付金交付の効果等

項目	効果等															
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>マスタープラン達成に向け、集落協定自身の取り組みと市町村が行った集落協定の活動に対する指導・助言等により、着実に実施されている。</p>															
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>協定が行う活動により、協定農用地の耕作や保全管理が実施され、農地として維持されたこと、また、協定を締結したことにより、農業者の病気等耕作困難な状況に対応する体制ができたことから、耕作放棄の発生防止に効果があった。</p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 交付面積</td> <td>4,053 ha</td> <td>{ 36 ha }</td> </tr> <tr> <td>うち ② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>0.12 ha</td> <td>{ 0 ha }</td> </tr> <tr> <td>うち ③ 既耕作放棄地の復旧面積</td> <td>6 ha</td> <td>{ 0 ha }</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 交付面積	4,053 ha	{ 36 ha }	うち ② 農振農用地区域への編入面積	0.12 ha	{ 0 ha }	うち ③ 既耕作放棄地の復旧面積	6 ha	{ 0 ha }			
		集落協定	個別協定													
	① 交付面積	4,053 ha	{ 36 ha }													
うち ② 農振農用地区域への編入面積	0.12 ha	{ 0 ha }														
うち ③ 既耕作放棄地の復旧面積	6 ha	{ 0 ha }														
・耕作放棄の防止等の活動																
	<p>水路・農道の管理は、従来から集落で実施されてきたものであるが、集落協定として共同取り組み活動が明確になり、維持管理活動の回数や参加人数が増えたこと、交付金を修繕等に活用できることから、水路・農道が適切に維持されることで農地の維持につながっている。</p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理する水路の延長</td> <td>1,038,807 m</td> <td>{ 0 m }</td> </tr> <tr> <td>② 管理する農道の延長</td> <td>841,446 m</td> <td>{ 0 m }</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	1,038,807 m	{ 0 m }	② 管理する農道の延長	841,446 m	{ 0 m }						
	集落協定	個別協定														
① 管理する水路の延長	1,038,807 m	{ 0 m }														
② 管理する農道の延長	841,446 m	{ 0 m }														
・水路、農道等の管理活動																
	<p>多面的機能を増進する活動において、周辺林地の下草刈りは、雑草の種子の農用地への飛来等の農地への悪影響を防ぐとともに、有害鳥獣の隠れ場所となる茂みをなくすことから、鳥獣害防止に役立っている。また、景観作物の植え付けにより集落の景観形成に対する意識が高まったことで、集落の景観形成に効果があった。</p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺林地の下草刈の面積</td> <td>41 ha</td> <td>{ 0 ha }</td> </tr> <tr> <td>② 棚田オーナー制度の対象面積</td> <td>11 ha</td> <td>{ 0 ha }</td> </tr> <tr> <td>③ 市民農園等の面積</td> <td>2 ha</td> <td>{ 0 ha }</td> </tr> <tr> <td>④ 体験民宿の施設数</td> <td>0</td> <td>{ 0 }</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 周辺林地の下草刈の面積	41 ha	{ 0 ha }	② 棚田オーナー制度の対象面積	11 ha	{ 0 ha }	③ 市民農園等の面積	2 ha	{ 0 ha }	④ 体験民宿の施設数	0	{ 0 }
	集落協定	個別協定														
① 周辺林地の下草刈の面積	41 ha	{ 0 ha }														
② 棚田オーナー制度の対象面積	11 ha	{ 0 ha }														
③ 市民農園等の面積	2 ha	{ 0 ha }														
④ 体験民宿の施設数	0	{ 0 }														
・多面的機能を増進する活動																

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・農用地等保全マップ	<p>集落協定352協定中、224協定が農業生産活動の体制整備に取り組んでいる。「農用地等保全マップ」は農業生産活動の体制整備に取り組む224協定が作成している。保全マップを作成することで、保全する農用地等の明確化が図られ、効率的な活動が実施された。保全マップの内容的には、水路農道の保全に取り組むとした協定が208協定と多数を占めている。</p>																														
	・A要件	<p>農業生産活動の体制整備に取り組む224協定のうち、A要件を選択している協定は59協定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協定農用地の拡大」は、25協定で取り組んでおり、うち18協定で既に目標を達成している。残りの協定についても26年度に達成が見込まれており、着実に取り組まれている。 ・「機械・農作業の共同化」は20協定で取り組んでいる。機械を持たない農家との連携が進んだことにより面積が拡大している。26年度に目標面積の達成が見込まれる。 ・「高付加価値型農業の実践」は、23協定で取り組んでいる。果樹地帯ではブドウ・モモの品種更新、水田地帯では減農薬減化学肥料栽培による高付加価値型農業への取り組みが行われており、26年度での目標面積の達成が見込まれている。 ・「地場産農産物の加工・販売」は7協定で取り組んでいる。地元で収穫されたジャガイモをコロッケに加工し、販売を行うなど着実に効果が上がっている。 ・「新規就農者の確保」は、7協定で取り組んでおり、6人の新規就農者が確保されており、取り組みの効果といえる。 ・「認定農業者の育成」は、24協定で取り組み、12人の認定農業者が育成されており、地域農業の担い手として期待される。 ・「多様な担い手の確保」は、7協定で取り組んでおり、棚田のオーナー制や観光農園、学校と連携した体験農園が行われており農地が維持されている。 ・「担い手への農地集積」は、3協定で取り組み、4haの農地が担い手へ集積されている。 ・「担い手への農作業の委託」は、6協定で取り組んでいる。受託できる担い手の確保の状況により順調ではない協定もあるが目標達成に向けて取り組むとしている。 <p>A要件の全体的な評価として、担い手の確保や農産物の加工販売など地域農業を維持していくための取り組みとして各協定が意欲的に取り組んでいる状況がうかがわれることから、地域農業を維持していくために、効果的な要件設定と言える。</p>																														
		<p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)</td> <td style="text-align: right;">164</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>② 機械・農作業の共同化への取組面積</td> <td style="text-align: right;">17</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>③ 高付加価値型農業の実践への取組面積</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数</td> <td style="text-align: right;">7</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>⑤ 農業生産条件の強化への取組面積</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>⑥ 新規就農者の確保人数</td> <td style="text-align: right;">6</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>⑦ 認定農業者の育成人数</td> <td style="text-align: right;">12</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積</td> <td style="text-align: right;">10</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>⑨ 担い手への農地集積への取組面積</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積</td> <td style="text-align: right;">5</td> <td>ha</td> </tr> </table>	① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)	164	ha	② 機械・農作業の共同化への取組面積	17	ha	③ 高付加価値型農業の実践への取組面積	2	ha	④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数	7	件	⑤ 農業生産条件の強化への取組面積	0	ha	⑥ 新規就農者の確保人数	6	人	⑦ 認定農業者の育成人数	12	人	⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積	10	ha	⑨ 担い手への農地集積への取組面積	4	ha	⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積	5	ha
	① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)	164	ha																													
② 機械・農作業の共同化への取組面積	17	ha																														
③ 高付加価値型農業の実践への取組面積	2	ha																														
④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数	7	件																														
⑤ 農業生産条件の強化への取組面積	0	ha																														
⑥ 新規就農者の確保人数	6	人																														
⑦ 認定農業者の育成人数	12	人																														
⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積	10	ha																														
⑨ 担い手への農地集積への取組面積	4	ha																														
⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積	5	ha																														
・B要件	<p>当県では、選択協定は無し</p> <p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積</td> <td style="width: 50px;"></td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>② 担い手集積化への取組面積</td> <td style="width: 50px;"></td> <td>ha</td> </tr> </table>	① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積		ha	② 担い手集積化への取組面積		ha																									
① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積		ha																														
② 担い手集積化への取組面積		ha																														
・C要件 【第3期対策新規措置】	<p>第3期対策から追加された要件で、高齢化等により農業の継続が困難になった農用地が発生した場合は、あらかじめ決めておいた農業者や農業組織、集落がその農地を引き受け農業生産活動の維持を図ることになっている。198協定が選択しており、内容は「集落ぐるみ型」を選択している協定が169協定と最も多い。これは協定の活動をとおり、集落内のつながりが強化され、皆で集落の農地を守っていこうという意識が醸成されてきていると考えられる。</p> <p>実際に発動する状況になった協定は2協定と少ないが、この要件があることにより農家の精神的な負担が少なくなり農業生産活動の継続が図られているものと思われる。</p> <p>※②については、25年度末時点で市町村において把握している協定数を記載する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数</td> <td style="text-align: right;">198</td> </tr> <tr> <td>② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> </table>	① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数	198	② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	2																											
① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数	198																															
② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	2																															

(4) その他協定締結による活動	-加算措置	<p>加算措置を適用しているのは3市町村あり、適用している加算は、小規模・高齢化集落支援加算、土地利用調整加算、集落連携促進加算の3種類となっている。農業生産条件のより不利な地域において活用できる「小規模・高齢化集落支援加算」は協定内の担い手による集落内の農地維持に活用されている。</p> <p>また、「集落連携促進加算」を活用している集落では、連携した未実施集落の活動が活発になっている。</p> <p>これらのことから、地域の状態にあわせた加算を活用することにより、集落の活動に資することがうかがえる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">集落協定</th> <th style="text-align: center;">個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 規模拡大加算の実施面積</td> <td style="text-align: center;">0 ha</td> <td style="text-align: center;">(0 ha)</td> </tr> <tr> <td>② 土地利用調整加算の実施面積</td> <td style="text-align: center;">2 ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積</td> <td style="text-align: center;">26 ha</td> <td style="text-align: center;">(0 ha)</td> </tr> <tr> <td>④ 法人設立加算 特定農業法人設立数</td> <td style="text-align: center;">0 法人</td> <td style="text-align: center;">(0 法人)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数</td> <td style="text-align: center;">0 法人</td> <td style="text-align: center;">(0 法人)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)</td> <td style="text-align: center;">3 ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数</td> <td style="text-align: center;">0 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 規模拡大加算の実施面積	0 ha	(0 ha)	② 土地利用調整加算の実施面積	2 ha		③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	26 ha	(0 ha)	④ 法人設立加算 特定農業法人設立数	0 法人	(0 法人)	⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数	0 法人	(0 法人)	⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)	3 ha		当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数	0 人	
		集落協定	個別協定																							
	① 規模拡大加算の実施面積	0 ha	(0 ha)																							
	② 土地利用調整加算の実施面積	2 ha																								
	③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	26 ha	(0 ha)																							
④ 法人設立加算 特定農業法人設立数	0 法人	(0 法人)																								
⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数	0 法人	(0 法人)																								
⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)	3 ha																									
当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数	0 人																									
-地域・集落の活性化	<p>平成24年度に行われた集落協定へのアンケートでは、246協定(70%)の集落協定が協定締結前と比べて話し合いの回数が増えたと回答し、その結果多くの協定で地域内のつながりが深まり、住民意識が高まったと回答している。また、今回の市町村評価においても集落の話し合いの増加により、集落の意識や活動が活発になっているとしている市町村がある。</p> <p>このことから、交付金により、集落の意識・活動の活性化が図られていると考えられる。</p>																									
-団地要件の緩和(飛び地関係) 【第3期対策新規措置】	<p>農用地の保全に向けて、小さな団地が協定に参加でき共同取組活動が行われることで、農用地が守られている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積</td> <td style="text-align: center;">2 ha</td> </tr> </tbody> </table>	① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数	3	② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積	2 ha																					
① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数	3																									
② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積	2 ha																									
-離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数</td> <td style="text-align: center;">[]</td> </tr> <tr> <td>② 上記により増加した交付面積</td> <td style="text-align: center;">[] ha</td> </tr> </tbody> </table>	① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数	[]	② 上記により増加した交付面積	[] ha																					
① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数	[]																									
② 上記により増加した交付面積	[] ha																									
その他	<p>交付金を活用して、集落ぐるみで活動してもらうことで、集落の協働意識の高まりが感じられ、農用地周辺林地を含めた管理を行うことで、鳥獣害及び土砂災害等の抑制が図られ、実際に被害報告等も減少しているとの回答がある。高齢化・離農等により耕作放棄地の増加が懸念される中、新規就農者、農業生産法人等への集約をし、耕作放棄地の発生を防止する集落もある。また、生産した野菜を直売所へ出荷することで生きがいにも繋がっていると考えられる。</p>																									

4 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	<p>各集落協定の取り組みによる集落内のつながりの強化、耕作放棄発生防止や農業生産活動継続への意欲の高まり等、交付金の効果により約4,100haの農地が守られている。一方で課題も出てきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む集落に対して、その地域内の農地を維持していくための制度として、取り組みやすいシンプルな制度が必要という回答があることから、集落が行う事務手続きを簡素化する必要があると思われる。 ・農が高齢化により自身の5年間の活動継続に不安を持っているため、期間を選択できる等の不安を払拭できる対応が必要である。
(2) 交付金交付の効果等	<p>高齢者、零細農家が多い中山間地域において、農業生産意欲の向上や地域景観の保全に有効な手段となっている。</p> <p>他に、農作業の共同化や非農家を含めた集落全体での道水路管理が行われることから高齢化が進む地域農業者の負担軽減に役立っている。</p>

5 事項毎の評価結果

※ 上記3の「交付金交付の効果等」とは異なり、記載した効果等や上記4の課題を踏まえ、各事項を評価してください。
 ※ 例えば「☆☆☆により〇〇〇という効果があり、それは、集落における△△△に有効だった。」というような書きぶりで記入し、それに関連した課題等がある場合は、併せて記入してください。

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		第2期対策から導入された「集落マスタープラン」は5年間の活動行程表であり、集落自身の活動対象を明確化するという点で、効果的な手段であったと考える。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		原則として「5年間の協定活動の継続」が必須であり、耕作放棄地とならないよう必ず誰かが代わりに耕作することから、耕作放棄地の発生防止に対して大変有効な手段であると言える。 しかし、高齢化が進展する中で担い手の育成が困難な集落では、今後、集落内での農用地の維持が危惧される事態となることが考えられる。 また、協定活動は、地域の景観や自然生態系の保全、また災害抑制など多面的機能の増進に有効であったと考える。
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		A要件に規定される、機械・農作業の共同化や認定農業者の育成、担い手への農地集積は集落の農業生産活動を継続していく体制づくりに効果があったと考える。また、C要件は、農地を維持するセーフティネットのみならず、主に高齢な協定参加者の耕作継続に対する精神的負担軽減となっている。 しかし、山間部で耕地が狭い地域や果樹地帯、担い手の確保自体が難しい地域では、比較的傾斜の条件が緩やかな水田地帯に比べ体制整備を進める上で難しい面がある。
(4) その他協定締結による活動	・加算措置	加算措置については、より条件不利な地域に対して有効と考えられる。
	・地域・集落の活性化	集落内の話し合いの増加による、集落意識の向上、集落協定活動が集落の一体感や互助の精神を生み出し、集落の活性化に繋がったという点で有効であったと考える
	・団地要件の緩和(飛び地関係) 【第3期対策新規措置】	団地の飛び地要件については、小さい団地が参加できるようになったことにより参加した団地があったことは大きな効果である。
	・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】	
	・その他	交付金を活用して、農用地周辺林地を含めた管理を行うことで、鳥獣害及び土砂災害等の抑制が図られ、実際に被害報告等も減少しているという回答もあることから、地域の保全に大きな効果があると言える。

6 総合評価結果

総合評価	評価区分
<p>本制度第3期対策では、361協定、約13,000人の参加者により約4,100haの農用地が耕作・維持された。また、協定の締結により集落内の話し合いや共同活動が活発になったという協定が多い。さらに今対策から追加されたC要件(農業生産活動の継続が困難な場合について、代わりの担い手を明確に位置づけること)は、353協定中198協定が選択し、農業生産活動継続へ向けた体制作りを行った。また、新規就農者や認定農業者の育成確保が行われ成果を上げることができた。</p> <p>しかしながら、平成24年度中間評価時のアンケート調査によると、協定参加者の39%が71歳以上となっており、このままでは担い手不足が進むと考えられることから、中山間地域が持つ多面的機能の維持が困難になると思われる。耕作放棄の発生を防止するためには、集落で活動していくことが効果的であること、また、中間評価時の集落協定へのアンケートにおいても286協定が制度の継続を望むと回答していることから、本制度の必要性は高い。</p> <p>一方、制度で規定されている「5年間の耕作の継続」を協定締結時の課題と回答している市町村があり、また同アンケートにおいても、協定締結に向けて何が課題となったかとの間に、168協定が「5年間の継続」と回答していることから、期間の設定について検討する必要があると思われる。</p> <p>また、同アンケートから集落協定の役員の平均年齢を試算すると71歳以上の協定が353協定中60協定(17%)となり、事務手続きが協定締結への課題となる可能性があることから、協定が行う事務手続きについても、簡素化または、外部委託時の費用加算などの措置をお願いする。</p>	B
(備考)	

7 その他(第3期対策における特徴的な取組事例) ※ 以下の様式に簡潔に記入する。

(事例1)

市町村・協定名	山梨県北杜市松原集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
22 ha	22(水稲)			
交付金額	個人配分			50 %
135 万円	共同取組活動		役員報酬	7 %
	50 %		農道・水路維持管理費	23 %
			鳥獣害対策費	20 %
				%
協定参加者	農業者 63人 農業生産法人 2人			
取組内容	<p>【 キャッチフリース 】バッファゾーン設置による鳥獣害対策</p> <p>当集落は農地が山林に接しているため、イノシシや鹿等による農作物への被害も多く国・県・市の補助を活用して電柵ネットを設置し鳥獣害防止対策に取り組んできました。しかし被害が増えるばかりで減少することはありませんでした。組合員も高齢化していくばかりなので、協定内で検討し鳥獣害が侵入しにくい環境をつくるにはどうしたらよいかと考へ、地元猟友会にも参加いただき電柵ネット廻りの草刈を行い2m～5mの範囲を緩衝地帯(バッファゾーン)として設けました。猟友会には農・箱農の設置をお願いし継続事業として進めています。</p>			
主な効果	<p>継続事業として進めてきたところ、今年度は一部にはイノシシの侵入がありましたが、鹿の侵入はありませんでした。このような事業を共同で行い結果が出ることで農業者の意欲も高まりました。また、伐採したアカシアの木はまきストーブを使用している方へ提供しています。</p>			

(事例2)

市町村・協定名	上野原市 田和・上平・藤尾集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
4 ha	4			
交付金額	個人配分			50 %
60 万円	共同取組活動		道・水路管理費	16.5 %
	50 %		農地管理費	16.5 %
			多面的機能増進活動費	8 %
			その他	9 %
協定参加者	農業者 37人			
取組内容	<p>【 集落連携加算で再度再生へ！ 】</p> <p>中山間地域等直接支払制度の第2期対策で終了してしまった藤尾集落(1.2ha)を取り込み、新たに田和・上平・藤尾集落として農業生産活動を実施している。</p>			
主な効果	<p>第2期対策で終了してしまった集落を再度取り込み、農地の維持管理に繋げることができた。</p>			

8 第1期対策から第3期対策までの効果等

(1) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、最も効果があったと考える事項を3つ選び、それぞれについてどのような効果等があったかを記載してください。

※ 第2期対策から取り組んだ場合にあっては第2期対策及び第3期対策、第3期対策から取り組んだ場合にあっては第3期対策のみについて記載(以下(2)、(3)も同様)。

※ 最も効果があったと考える事項を3つ選び、色の付いたセルに○印を記入(以下(2)(3)も同様)。

事項		効果等の詳細や効果等があったと考える理由
○	① 耕作放棄の防止	市町村からの報告で、最も数が多かった事項である。集落協定による集落での取り組みで、周辺林地の草刈りといった一人ではできなかった作業も可能となり、また集落で話し合いながら進めていくため鳥獣害防止柵の設置等前向きな取り組みも可能となっている。
○	② 水路・農道の維持管理	水路の泥上げや農道の簡易な保守など、今までは市町村にお願いしたり、集落で可能な範囲で行ってきたが、この交付金を活用することで、効果的な維持管理が行えるようになり農作業の効率化が図られている。
○	③ 多面的機能の増進	周辺林地の草刈りを集落で行うことにより、より広範囲に行うことができ、有害鳥獣の隠れる場所が減り、鳥獣害の減少につながった。また景観作物の植え付けを集落で行うことにより集落の一体感が高まっている。
	④ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
	⑤ 高付加価値型農業	
	⑥ 地場産農産物等の加工・販売	
	⑦ 農業生産条件の強化	
	⑧ 新規就農者の確保	
	⑨ 認定農業者の育成	
	⑩ 多様な担い手の確保	
	⑪ 担い手への農地集積	
	⑫ 担い手への農作業委託	
	⑬ 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
	⑭ 効果等はなかった	
	⑮ その他	

(2) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、協定締結前と比べ集落が変わったと感じる事項を3つ選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。

事項		変化等の詳細や変化等があったと考える理由
○	① 農業者の意欲の向上	交付金が交付され、農用地を管理しなければいけないという気持ちが強くなったこと、共同取り組み活動を重ねることによって協定参加者相互の協力体制が強くなったことで、農業生産活動の継続に対する意欲が向上した。
	② 農業収入の増加	
	③ 後継者対策の推進	
	④ 集落の人口の増加	
	⑤ 女性の活動の活発化	
	⑥ 高齢者の活動の活発化	
	⑦ 子どもの活動の活発化	
	⑧ 祭りなどの地域活動の活発化	
	⑨ 集落内の話合いの回数の増加	
○	⑩ 集落内の共同取組活動の活発化	協定を締結したことで共同取り組み活動が明確になり、また交付金を活用することにより、活動の回数が増え、活動の定着や活発化につながった。
○	⑪ 鳥獣害対策の推進	事業取り組み以前は獣害が発生すると、その圃場は次年度から耕作されなくなってしまうことが多かったが、この制度が始まり交付金が活用できるようになると、柵の設置や保守点検などの費用に充てられるため、集落自らが防御するようになり耕作放棄につながらなくなっている。
	⑫ 他集落との連携の推進	
	⑬ 都市農村交流の推進	
	⑭ 変化等はなかった	
	⑮ その他	

(3) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題を3つ選び、それぞれについての課題の詳細やその課題への考えられる対策(実施しているものを含)を記載してください。

事項		課題の詳細や考えられる対策	
○	① 高齢化の進行	この課題は全21市町村が選んでおり、市町村からは、高齢のため農業活動に対する意欲・体力の低下により営農が難しい農家がでてきているとの回答がある。新規就農者や農業生産法人、参入企業等新たな担い手が必要となっている。その担い手が地域の農地を使い農業経営を継続できるよう、負担軽減や使いやすい農地に整備するなどの対策が必要である。	
	② 過疎化の進行		
	○	③ 担い手の不在	高齢化の進行の次に選択市町村が多い課題である。担い手不足により、耕作放棄地の現れていると回答している市町村がある。担い手の確保には、農業生産法人や新規就農者、定年帰農者等の新たな担い手を育成し、就農、経営安定まで支援することが必要である。一方、条件により担い手の育成が困難な地域は本制度の活用により農地の維持を図ることが必要である。
		④ リーダーの不在	
		⑤ 営農組織の不在	
	○	⑥ 農業収入の減少	
⑦ 野生鳥獣の被害		鳥獣害の発生は、農作物の経済的な被害とともに農業生産継続の意欲も低下させてしまうことから耕作放棄の発生につながる。柵を設置、集落での維持管理に本交付金を活用することにより被害が減少している集落があるという市町村の報告があることから、集落ぐるみの鳥獣害対策が継続できるよう本交付金で支援する必要がある。	
⑧ 共同取組活動の衰退			
⑨ 集落内の話合いの回数の減少			
⑩ 農地の生産条件の不利			
⑪ 中山間地域の生活環境の改善			
⑫ 補助制度等の縮小及び廃止			
⑬ 行政との連携不足			
⑭ 課題等はない			
⑮ その他			

(4) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
<p>今後も中山間地域の農業生産活動等の条件不利、農業集落の高齢化等による担い手不足から、耕作放棄の発生による農業農村が持つ多面的機能の損失が懸念される。耕作放棄の発生を防止するためには、集落で活動していくことが効果的であること、また、中間評価時の集落協定へのアンケートにおいても286協定が制度の継続を望むと回答していることから、本制度の継続を強く要望するものである。</p> <p>一方、制度で規定されている「5年間の耕作の継続」を協定締結時の課題と回答している市町村があり、また同アンケートにおいても、協定締結に向けて何が課題となったかとの間に、168協定が「5年間の継続」と回答していることから、次期制度の設計にあたり「5年間の継続」について、協定が柔軟に期間を選択できるといった制度設計をお願いしたい。</p> <p>また、同アンケートから集落協定の役員の平均年齢を試算すると71歳以上の協定が353協定中60協定(17%)となり、事務手続きが協定締結への課題となる可能性があることから、協定が行う事務手続きについて、簡素化または、外部委託時の費用加算などの措置をお願いする。</p>